

## 平成30年度定期監査(2)の監査結果に基づき講じた措置

平成30年度定期監査(2)の結果に基づき講じた措置について、練馬区教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり公表する。

### 記

#### 1 指摘の内容

##### ○学習机・椅子の購入に係る契約事務の適正な執行について(指摘事項)

###### 〔監査において確認した事実〕

学務課では、平成29年度末に各学校で要する学習机・椅子の購入について、予定価格890万円余の一括購入とする教育振興部長決定を3月上旬に得た。

区では、物品の購入の意思決定や、その契約締結について、金額の多寡に応じて、区長以外の者に委任または補助執行を行わせている。本件では、教育振興部長が購入の意思決定権限を持つ一方、区長が契約締結者となり、その契約締結の事務処理は総務部経理用地課で行うこととなる。

しかし、担当者は部長決定後に経理用地課長に契約締結依頼をすることを失念し、契約が締結されていないにもかかわらず、業者への発注、納品の手続を進めていた。さらに、もとの購入決定を取消しし、または変更するという部長決定を得ないまま、契約内容を学校ごとに分割し、本来当事者ではない各学校長に決定させる形で物品購入書を日付を遡って作成した。また、それらの経過記録を残していなかった。

###### 〔改善を求める事項〕

「契約事務の適正な執行について(通知)」によれば、発注に当たっては事案決定を得たうえで行うこと、課長の契約権限を越えた金額の案件(区長契約の案件)を、分割して課長契約で発注することは厳に行わないよう求めている。また、契約手続に遅れ等が生じている場合は、担当者は速やかに上司に報告を行うこと、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況について担当職員に適宜報告を求め、チェック・確認を行うよう求めている。

しかし、本件は、本来の契約締結権限を持つ者の意思決定を得ないまま業者へ発注していたうえ、部長の決定を得ずに区長契約案件を分割して課長契約にし、本来当事者でない学校長を物品購入書の意思決定に関与させるなど、適正な手続から著しく逸脱している。

については、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況を十分に把

握し、手続の漏れや事前発注のないよう職員を指導されたい。そして正しい決定権限に基づいた事案決定を徹底し、分割発注を生じないよう留意されたい。また、文書の作成・変更は規程に従い適正に行われたい。

なお、異例の事実があった場合は、上司および関係部署に対する報告、相談をすみやかにいき、経過の記録を作成、保管するよう徹底されたい。

以上のことに十分注意し、契約事務の適正な執行に取り組みたい。  
(教育振興部)

## 2 講じた措置

### (1) 学務課の対応

定期監査実施後、進むべき方向性を職員に示すため、昨年度にはなかった課の目標を早急に設定し、仕事の「見える化」の推進、「チェック体制」の完備を全係共通の重点目標とした。さらに、定期監査における指摘を踏まえ、下記の対応を行った。

適正な事務執行を組織全体で考える機会を作るため、課内全職員に対し、当該案件を用いたケーススタディ形式による指導徹底を図った。

マニュアルがない業務について洗い出しを行った。必要数 122 に対し、年度当初は約 5 割の整備にとどまっていた。平成 30 年度中にマニュアル整備の完了を図り、業務の平準化を行う。

今年度実施した会計事務自己検査において、一部自主的に項目を加え、課長および各係長による予算執行の総点検を実施した。

また、課長の指導のもと、これらの措置を講じるうえで係間、係長と職員間での情報共有体制を構築し、連携体制を強化した。

### (2) 教育委員会の対応

こうした不適切な事務処理を行うことのないよう、教育委員会事務局全体としてチェック体制の強化を図るとともに事務マニュアルの整備を進める。また、各課係における事務の進行管理や報告相談を徹底し、適宜部長へ報告する。